令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神崎町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	１０３．１１％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１００．１％
全職員	９２．９１％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―
本庁課長相当職	９７．０２％
本庁課長補佐相当職	９３．６４％
本庁係長相当職	１０５．０５％

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９５．９％
３１～３５年	１０３．４４％
２６～３０年	９４．１４＆
２１～２５年	９７．２７％
１６～２０年	７３．９２％
１１～１５年	８６．６０％
６～１０年	９５．４０％
１～５年	９４．７７％

【説明欄】

・２．（１）役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には職員がいないため、「―」と記載する。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表となる年までの年度単位で算出している。